

入札の手順

公売保証金納付証明書等の確認・入札書の交付 午後1時00分～

- ・ 公売保証金を納付した際に受け取った「納付証明書」(又は「領収書」)及び本人確認書類等(注1)を提示してください。
- ・ 上記の確認が済み次第、入札書及び「入札の手順」(本書)をお渡します。
- ・ 係員の指示に従って、入札書の入札価額以外の事項を記入してください。



入札価額の記入

- ・ 入札書記入台で、入札価額を記入してください。
- ・ 入札価額の訂正は無効となります。記入を誤った場合は、新しい入札書と交換しますので係員まで申し出てください。



入札

午後1時30分～午後1時50分

- ・ 入札書を入札箱へ投函してください。
- ・ 一旦入札した入札書は、引換え・変更・取消しすることができませんので注意してください。



開札

午後1時51分～

- ・ 開札後、各公売物件の最高価申込者、次順位買受申込者(注2)を決定し、お知らせします。
- ・ 最高価額の入札者が2名以上いた場合、その方々で追加入札を行っていただきます。
追加入札の結果、最高価額の入札者が2名以上いた場合は、くじ引きとなります。

この場合、追加入札の入札価額は、追加入札の基となった入札価額以上でなければなりません。また、追加入札をすべき者が追加入札をしなかった場合又はその追加入札の価額がその追加入札の基となった入札の価額に達しない場合には、徴収法第108条(公売実施の適正化の措置)の規定が適用される場合があります。



最高価申込者・次順位買受申込者

落札できなかった方

- ・ 権利移転等の手続きの説明を受けてください。
- ・ 公売保証金は執行機関から返還されます。

※注1 本人確認書類等・・・運転免許証、マイナンバーカード、運転経歴証明書等

※注2 次順位買受申込者制度・・・最高価申込者が期限までに買受代金を納付しない場合等に次順位買受申込者が新たな買受人となることができます。次順位買受申込者は、入札価額が、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上で、かつ、最高価申込者に次ぐ価額で入札した方のみ申込みことができます。条件に合致する入札者がいる場合、最高価申込者の決定後、直ちに申込みの意思確認を行います。